

# ●モノグラフ小学生ナウ



児童規則

vol.4-9

©1984(株)福武書店 教育研究所/加藤智穂・和田京子・田中美幸  
東京学芸大学助教授 深谷和子  
船橋市立高根台第一小学校教諭 新井 誠

## 目次

特集／アメリカの児童規則をめぐって ..... 2

### 調査レポート／児童規則

要 約 ..... 8

1. サンプル校の概要 ..... 10

2. 学校のめさす子ども像 ..... 12

3. 児童の守るべききまり ..... 13

● 文章化されたきまり ..... 13

● 服装と持ちものについて ..... 18

● 施設・設備の使い方に関して ..... 20

● その他のきまり ..... 22

4. きまりはほんとうに必要なか ..... 25

5. 地域ときまりの有無 ..... 28

6. 学校規模ときまりの有無 ..... 37

7. きまりは守られているか ..... 40

8. きまりをどう考えていくか ..... 44

まとめに代えて ..... 47

シリーズ／講座・子ども調査入門⑨

コーディング ..... 48

資料1 学校の教育目標の例 ..... 54

資料2 よい子のころえ(中国地方・A小学校) ..... 17

資料3～8 文章化されたきまりの具体例 ..... 56

資料A 調査項目および集計表 ..... 57

特集

# アメリカの児童規則をめぐって

東京学芸大学助教授 深谷和子



右のページの児童規則を手に入れたのは、10年ほど前、シカゴの近くのルーズベルト小学校を訪問した時である。

当時私と主人は、若い仲間たちと一緒にアメリカの小学校にほとんど夢中、という状態だった。日本の小学生の意識や行動を、面接調査やアンケート調査で明らかにしていく仕事も、しだいに軌道に乗りつつあったが、他方で、今の日本の、全国どこへ行っても大きく変わることはない小学校や子どもたちの暮らしの姿に、ちょっとうんざりもしていたところだった。

戦争が終わって、この30数年の間に、日本

は信じられないほどの変わりようを見せたが、ただ小学校だけは、なぜか戦争中の小学生であつたわれわれの子ども時代と大差のない成長しかできなかったようにも見うけられる。どこかに、今後、日本の小学校のあり方を探る上でモデルとなるような小学校の姿はないだろうか。その思いが、開発途上国も含めて次つぎと世界各国の小学校を見て回ろうとする動機をひき起こした。中でもアメリカの小学校は、行く先ざきで常に新鮮で、そのつど違う角度で示唆的な体験をさせられたのである。

ROOSEVELT ELEMENTARY SCHOOL

MY CIVIL RIGHTS

I have a right to be Happy and to be treated with compassion in this room:

This means that no one will laugh at me or hurt my feelings.



I have a right to be myself in this room:

This means that no one will treat me unfairly because I am

Black or White  
Fat or Thin  
Tall or Short  
Boy or Girl



I'm Loveable  
I'm Capable

I have a right to be Safe in this room:

This means that no one will

HIT ME  
KICK ME  
PUSH ME  
PINCH ME  
OR HURT ME



I have a right to Hear and be Heard in this room:

This means that no one will

Yell  
Scream  
Shout  
Or make Loude Noises



I have a right to learn about myself in this room

This means that I will be free to express my feelings and opinions without being interrupted or punished.

(from the Clover Park Student Handbook)

## アメリカの先生たち

アメリカの学校と日本の学校の間にある無数の違いの中で、最もきわだっている点の1つは、先生たち、とくに校長先生の人柄かもしれない。国民性の違いからくる問題なのかもしれないが、とにかく、ひたすら「明るい」のである。英語にチャフル (cheerful) とい

う形容詞があるが、子どもや若い人びとがそうなのは日本もアメリカも大差がないが、やや年をとった人や年輩の人、管理的・指導的立場に立つ人びとの明るさの違いが、なんともきわだっている。日本人は、年をとればとるほど、全体の感じが暗く重くなっていく。校長先生はその代表的な例だが、アメリカの校長さんは、年をとっても若い人びとと同じように、ひたすら明るくチャフルだ。しかし若い



人と違って、軽くはない。重みは増すが、明るさも暖かさも増していく感じなのである。

## 加齢につれて

ところが、かなりの年齢を重ねた人間が、明るく楽しげにしているのは、実にたいへんなことなのだということが、最近わかってきた。筆者自身、中年と言われる年齢の階段を一段一段上っていくにつれて、年をとることは、実につまらなく、おもしろくないことなのだ、という実感に身を置くようになったのだ。

何がおもしろくないかというと、たとえば、他人のすることが、少しずつ気に入らなくなる。

かりに年の若い誰かに仕事を頼むとしよう。相手はたいていの場合、こちらのイメージ通りのテンポでは仕事をしないものだ。そこでイライラする。自分ならもっと早くするか、もっとうまくする、と思ってしまう。



しかし考えてみれば、年若い人びとが経験が不足で、うまくできないのは当然だ。しかも、若い人たちは概してヒマなので、逆にそんなにあわてて仕事を片づける必要がない。いつでもやれるから（すぐやる必要がなければ）ゆっくりやればよいと思っている。しかし年齢を重ねた人間は、いつでもやれることなら、なおさら（すぐ必要でなくても）すぐやってほしいと思う。1つには、若い人よりも年輩の人間のほうが、概して忙しい。重要な仕事もたくさんかかえている。責任ある立場にもある。だから、よほどうまくそれらをさばいてゆかないと、どこかで破綻が起ってしまう。だからいつも、仕事を急ぐ。しかし、たいていの場合、相手はそのテンポでは動いてくれない。でも、それをあまり相手に請求しても、相手からいやがられるのではないか、とも思う。それでひとりイライラし、不気嫌になる。

そのことばかりではない。体力のおとろえは感じるし、仕事は思うようにならないし、楽しいとかうれしいと感ずる心のひだも減ってくるので、同じ体験をしても、若い人のように「ああ、楽しかった」とは思えない。楽しい体験は減ってくるし、それやこれやでだんだん暗く不気嫌なようすになってゆくのだろう。

しかし、そうした加齢につれて起こる自然の成りゆきにまかせておいてはいけないのだろう。無理にでもチャフルにふるまうのが、年輩の管理職の「心得」第一条なのかもしれないのである。

日本の小学校の校長室で、出入りする先生方を見ていると、明るく暖かい人柄の校長さんのもとでは、教頭さんもヒラの先生方ものびのびとふるまい、逆に、暗くて威圧的な感じの校長さんのもとでは、みながおどおどと、顔色も悪い。そして日本の場合、校長先生は圧倒的に威圧的な感じの人のほうが多いように思う。校長先生にお会いするたびに、もう

少しなるとかならないものか、と思ってしまう。

## SCHOOL LAW

さて、話をルーズベルト小学校に戻そう。この小さな小学校の校長さんは、ゴルフ界で言えば、今、スペインの星とよばれているセベ・バレステロスそっくりの、ハンサムな伊達男であった。アメリカ人というより、陽気なイタリア人の典型のような人で、まだ30代であろうか。チェックの替え上着に、エンジ色の襟ネクタイをいなせに結び、オーソレミオでも歌うかのように両手を広げて、われわれを迎え入れてくれたのである。

彼と一緒に廊下を歩いてゆくと、廊下でゆきあう子どもたちが、口ぐちに彼の名を呼び、手を振り、背広のすそをつかんだりする。それらを見ていると、彼がおとなばかりでなく、子どもたちにもひとく人気のある校長だということがわかるのだ。

さてその陽気なイタリア人が、私たちにくれた数々の資料の中にまじっていたのが、前頁の「MY CIVIL RIGHTS」である。突然 CIVIL RIGHTS などという硬い見出しを見せられて、何のことかわからなかったが、彼は事もなげに、「school law だ」と言ったのである。school law、すなわち、日本で言えば「児童規則」ということになる。

しかしその中身の、なんと違うことだろう。日本の児童規則はほとんどが「～してはいけない」式の禁止事項で構成されている。しかも、どう行動しなければならないか、その意味や理念を示すものではなく、外面的な行動のしかたを規定する項目が多いのが特徴だ。

○廊下を走ってはいけない

○教室移動の際は、並んで一緒に歩く

○チャイムが鳴ったら静かに席につくのように。

しかし、ルーズベルト小学校の児童規則(こ

れは文末にあるように、地域か町の「生徒手帳」のようなものからの引用らしいが)には、そうしたささいな行動の仕方は、いっさい指示されていない。そこには「人間としてあるべき姿」が語られ、「あなた自身は～の権利をもっている。しかし、その権利が保障されるためには、同時に他人の権利を保障するよう行動しなければ、あなた自身の権利だって、保障されないのだ」という説明の仕方がされている。あくまでも他人とのかかわりで自分をとらえ、あらゆる場面で、適切な行動が場に応じて柔軟に行われることをめざしている。

たとえば、はじめのフレーズは、

「私はこの教室で、幸せである権利、思いやりをもってとり扱われる権利がある。

この意味は、だれも私を笑いのにしたり、私の気持ちを傷つけたりしてはならないということなのだ」

また、4番目のフレーズは、

「私はこの教室で人の話を聞く権利、また私の話すのを聞いてもらう権利がある。

この意味は、だれも

叫んだり

騒いだり

大声を出したり

うるさい音をたてたり

してはならないということだ」

となっている。日本だったらさしずめ、

○教室内では騒がない

○人の話を静かに聞く

○チャイムが鳴ったら席につく

とするとところだろう。

子どもが守るべき「きまり」として、どちらが望ましいか、教育的であるか。考えてみる必要があるだろう。

## 人はそれぞれ

このルーズベルト小学校の school law には、もう1つ注目したいことがある。描かれている子どもたちの顔が、さまざまな人種を表現していることだ。典型的なアメリカの子どもの顔が描けるものかどうかは別として、左の3人の子どものうち、ちぢれ毛の子は明らかに黒人だし、その下の目の細い子は、髪型からしても、日本人のように見える。

つまり、人種のつぼと言われるように、アメリカは多民族国家——つまり、人間はそれぞれみな違っていることが前提の国である。

皮膚の色や髪や目の色はむろんのこと、話す言葉も食べものも、宗教や思想だって、一人ひとりみな違うことが前提だ。だから、そうした違いを大切にしていこう、一人ひとりを大切に、個性を大切に、という態度が、自然に生まれてくる。こうした土壌からは、子どもにそろってユニフォームを着せようとか、そろって教室移動をさせようとか、窓の開け方を一定にしよう（左によせようとか、真中にしよう）とかの発想は、とうてい出てこないのである。人はそれぞれ違っていて、その違いはなくすべきものではなく、尊重されるべきものだからである。

ところが日本はどうだろう。単一言語を話し、単一民族の国であることは、多くのメリットがあるものの、逆にこれは別の意味で、人間の違いに敏感にさせる。人と違う部分をもつ者は、それだけで異端とみなされる。同じように考え、同じように行動することに、一種の美意識を感じるお国柄は、こうして生まれてきたものであろう。

しかし、言わずもがなのことだが、人間は一人ひとりみな違っている。目や髪は黒く、みな日本語を話すからといって、その考え方や価値観や美意識までもが似かよったものであるはずはない。人それぞれ。そのことを

考えれば、「きまり」ということで、画一的な行動のしかたを要求するなど、とんでもないことではなからうか。「きまり」は、どうしても必要なことだけにとどめ、あとは、人間としてどうあらねばならぬか、そのあり方を説き、個々の行動のしかたを一人ひとりに考えさせていくことが、何より大切であろう。

## 学校の再生を願って

考えてみると、このことは、児童規則ばかりではなく、おとなたちの上にもよくあてはまることかもしれない。ルーズベルト小学校の陽気な校長さんをはじめ、多くのアメリカの先生たちが底抜けに明るいのは、社会的に、その一人ひとりの個性と教師としての自由な考え方が尊重され、それを自分の学校や学級経営の上にもぎとりに生かしてゆけるからではないのだろうか。

とすると日本の学校で不自由なのは、生徒ばかりでなく、先生も、教頭さんも、校長さんまでもが、そうなのかもしれない。日本の校長先生の暗く重たい感じの原因は、「年をとる」ことをつまらなさ以外に、校長という「長」であっても、やはり個人の自由な判断や意見を学校運営の上に発揮していくことが許されないという現実があって（それをコントロールしているのは、誰なのだろう。もしかしたらそれは校長先生ご自身が、同じ校長先生仲間なのかもしれないという気もするが）、それからくるものかもしれないのだ。

教師も生徒も、自分の自由な生き方や個性がもっと尊重される場に、学校を再生させたいと願うのは、筆者だけであろうか。



## 調査レポート／児童規則

東京学芸大学助教授 深谷和子  
船橋市立高根台第一小学校教諭 新井 誠

人間の集まりが、単なる集合でなく、ひとつの目的追求のための十分な「集団」であるためには、いくつかの条件が必要であろう。1つはその集団のサイズに応じて、一定の組織があること。もう1つはその構成員の間で一定のルールが共有されていることである。学校も、「子どものよりよい社会化」という目的のために機能しようとする集団である以上、そこに子どもの守るべき「きまり」が置かれているのは当然のことだろう。

しかし、日本の学校の現状を見直してみると、なぜかそこには必要以上に「きまり」がありすぎるのではないか、という気がしてならない。とくに中学校の現状について、こうした指摘をする人びとは多い。

しかし、小学校はどうなのだろう。ちょっと見は、どの学校段階よりも自由でのびのびした環境であるかに思えるのだが、本当にそうなのだろうか。

かねてからのこうした疑問にこたえるべく、

今回われわれは、全国規模で、「児童規則」についての実態調査を試みることにした。調査対象は、全国約25,000校の小学校から、小学校名簿を用いて10分の1のランダムサンプリングを行って抽出された2,500の小学校である。調査票の郵送は、昭和59年2月。回答数は1,134校。回収率は45.4%であった。

調査票の作成に当たっては、まず東京学芸大学の学生200名に、自分の小学校時代を回顧させて、学校内の「きまり」を自由記述させ、そこから収集された62項目について、そのきまりの有無、それらが実際に子どもたちに守られているかどうか、また学校側の意見（それらのきまりを重要と考えるかどうか）などを、教務主任に回答してもらった。

- 比較的全国から入学してきている。
- \*\* 本調査へのご協力に改めてここでお礼申し上げます。

## 要約

### ① 全国調査

小学校における「児童規則」の実態を把握するために、10分の1のランダムサンプリングによって抽出された2,500校の教務主任に、調査票を郵送した。回答数は1,134校(回収率45.4%)で、調査時期は昭和59年2月であった。



### ② 文章化したきまり



文章化した児童の守るべき「きまり」をもつ学校は全体の73%(図5)。創立の新しい学校にやや多く(図6)、小規模校より大規模校に多い(図7)。また地域別では、最高が関東の86%、最低が四国の49%であった(図8)。

### ③ 制服が普及している中国・北陸

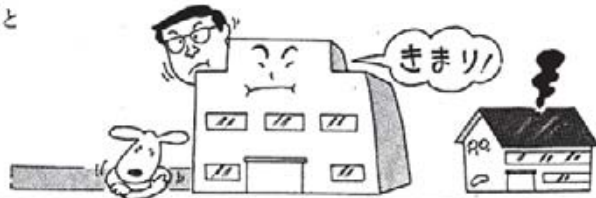
数ある「きまり」のうち、制服(標準服)がきまっているのは中国(86.0%)と北陸(86.4%)。逆に、ほとんど制服がないのは、北海道(1.2%)と関東(10.0%)である(図16)。





#### ④ 学校規模との関連

「きまり」の保有率は大規模校ほど多く、かつ教務主任もそれを重要と考えている(図24、図25)。



#### ⑤ 教師間の意志統一が第一?

今後の方向については、「もっと教師間で『きまり』についての共通理解を深め、学校全体で足並みをそろえて児童を指導するとよいが(「とても・少し」そう思うを含めて) 93%の高い支持を得ており、とくに大規模校ほどその意見が強い。逆に小規模校では、「子どもたちの中からきまりを作っていく方向へ」の意見が多い(図29、表3)。



#### ⑥ 児童規則の見直しの必要性



真に必要なものから、ほとんど不必要なものまで、日本の小学校には規則が多すぎるのではないか。これでは子どもの主体性や個性を損ない、また教師の独自の教育活動をさまたげることにならないだろうか。

#### 調査概要

期間●昭和59年2月

方法●都道府県ごとにほぼ10分の1の小学校を抽出し、質問紙を郵送

対象●全国の小学校の教務主任

サンプル数●1,134校

# 1. サンプル校の概要



対象となった1,134校の特性をはじめに簡単にのべよう。まず巻末に示したように、地域としては北海道から沖縄までの全都道府県にわたっており、学校規模は、図1のようである。学校の創立時期は、明治時代が68%、大正時代が3%、昭和になってからが29%と、思ったより日本の学校の歴史が古いのに改め

て感銘する(図2)。

また学校のある地域は、全体の半分近くが農山漁村であり(図3)、ついでに図4に掲げたように水洗化率をみると、かなりの学校がこれを果たしている。学校施設が全国的にしだいに充実したものになっていっているようすがわかる。

図1・学校規模

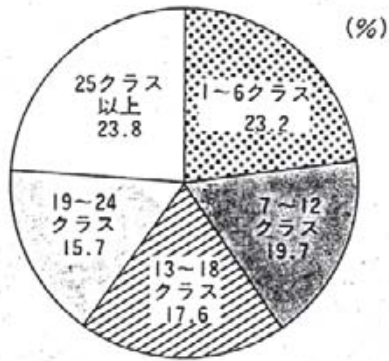


図2・創立時期

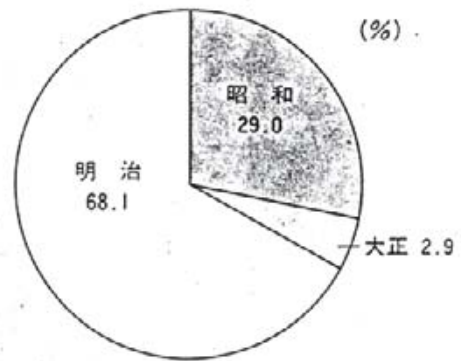


図3・地域

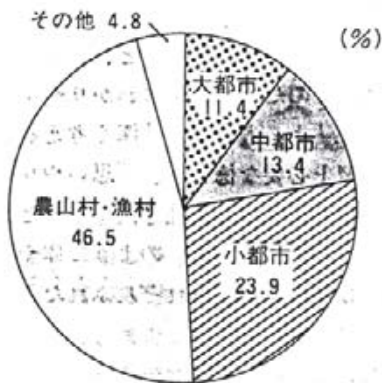
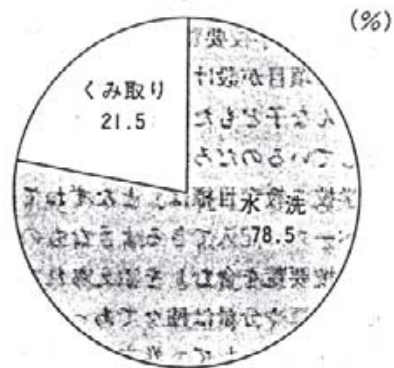


図4・トイレの水洗化率





## 2. 学校のめざす子ども像



教室に一步足をふみ入ると、正面の壁に、学校の教育目標やクラスのきまりが掲示されているのをよく見かける。また、学校が毎年発行している「学校要覧」には、たいてい「教育目標」の項目が設けられている。学校はその中でどんな子どもたちをつくり出すことを目標としているのだろうか。まずはじめに、「あなたの学校の教育目標は」とたずねてみた。短いスペースに記入できるようなものから、別紙（学校要覧を含む）を添えられた場合まで、その種類や分量は種々であった。

その中から例として、巻末に掲げたように資料1を作成してみた。子ども向けのもの、教師用に作成されているものと大別してある。まず子ども用をみよう。資料が一番古いケース1が昭和27年に作成されたものだが、全体に最近（昭和50年代）になってつくられたものが多い。資料は作成年代順に並べてあるが、どれも似たりよったりで、個性というものに欠けている感じがする。また、あれもこれもと徳目がら列してあるが、相互の関連に

乏しく、具体的なイメージが浮かんでこない。これでは、子どもたちにわかりにくいのではないだろうか。そうした中でケース3は、「みんなで作る楽しい学校」と、徳目の入らない異例のものだが、非常にわかりやすそうだ。全体には「よく考える」「深く考える」のような学習上必要な徳目と、「思いやり」「仲よく」のような集団協調性を説くものと、「じょうぶで」「たくましく」のように体や健康面など、3つの側面にそれぞれふれたものが多い。

また教師用は、中にケース9「山口小の子ども」、ケース5「河原の子ども」をつくる、というように地域とのかかわりで子ども像を設定しているものや、またケース8のように地域の特徴をふまえた教育目標を設定している学校もあるが、全体としては、きわめて抽象的、一般的で、子ども用より一層わかりにくいものになっている。いずれにせよ、設定するからにはもう少し工夫や個性のある目標を掲げられないものだろうか。

### 3. 児童の守るべききまり



さて以上のように学校が人間形成の目標として  
している「子ども像」は、果たしてどんな「き

まり」によって支えられているのだろうか。

#### 文章化されたきまり

きまりには、有形無形のものがある。われわれの生活習慣の多くは、自分がつくり出し自分が守っている「無形のきまり」とでも言うべきものだし、また家族をとってみると、かつて「家訓」の形で、文章化された「有形のきまり」をもっていた例もある。さらに国のレベルでは、「有形のきまり」の代表的なものとして、憲法や民法があり、またもっと広範に聖書や経典などのナショナルワイドなきまりもある。

では学校は、それぞれの学校単位で、どんな「きまり」をもっているのだろうか。まず文章化されたきまりの有無をみてみよう。図5が示すように、文章化された子どもの守るべ

ききまりがあるとこたえた学校は全体の73%。そして、ほぼ5割の学校はそのきまりをプリントして、親や子どもに配布し、教師自身も持っている。さらに教室等に掲げてある学校が36%、学校要覧にのせてあるのが28%と、なかなかの数字である。しかし子どもたちのほうでは、果たしてそれをどのくらい意識し、それを守ろうとする動機をどれほどもっているのだろうか。

この点について、学校の創立時期、スクールサイズ、地域との関連を調べてみることにしよう。図6では、多少とも明治より昭和へと新しい学校のほうが、また、図7では、小規模校より大規模校のほうが、きまりが多い



ことがわかる。組織が大きくなるにつれて、管理化が進み、文書主義が進行していくようすが表れている。さて、図8に示したように、日本全国に目を向けてみると、文章化されたきまりの保有率の最高は、関東の86%、最低は四国の49%と、地域によって大きな差がみられる。ただし、これらの地域差には学校規模が反映されている部分もあることが、表1からわかる。たとえば、きまりの保有率の最も低い四国、北海道、中国は、表1をみると小規模校が多く、きまり保有率最高の関東には大規模校が、近畿・中部について多い。しかし、むろんスクールサイズだけでは説明できない部分も多い。

つぎに興味をひかれるのは、文章化された「きまり」の内容であろう。そこで資料2～8に、実際の例を掲げた。まず資料2は中国地方（日本海側）のA小学校の例で、11領域41項目にわたって、実に細かい「きまり」が定められている。ルビをふってあるのを見ると、子どもたち全員に渡されているのだろうが、実効があるのかどうか。しかも全体としては、何か軍隊の服務規定を思わせる内容で、これらをも子どもたちが忠実に守っているとしても、また別の問題が生まれてくるような気もする。「学校は、子どもの成長の場として、どんな場でなければならないのか」という今日的なビジョンが、果たしてあるのだ

図5・文章化した学校のきまり

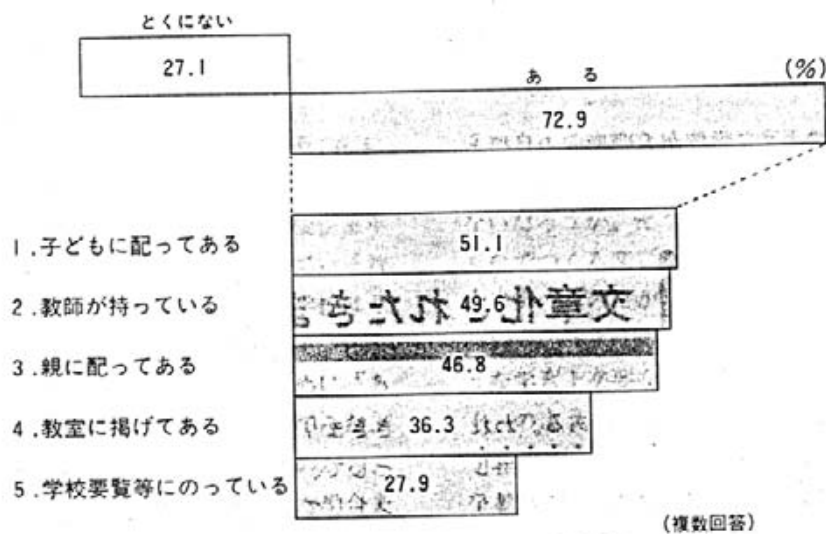


図6・文章化した学校のきまり×創立時期

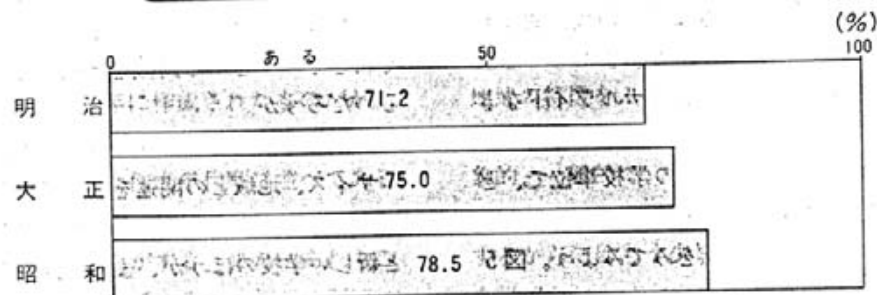




図7・文章化した学校のきまり×スクールサイズ

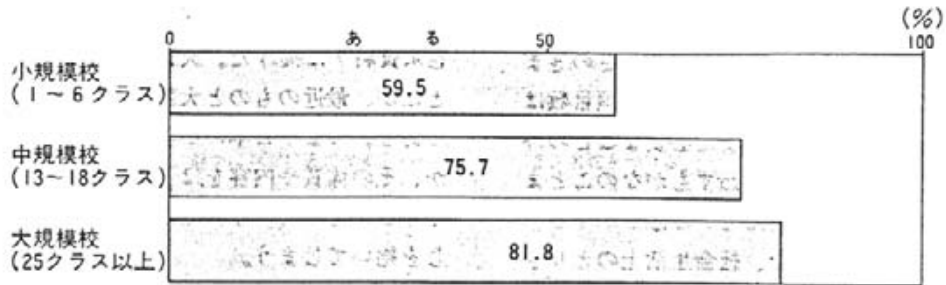
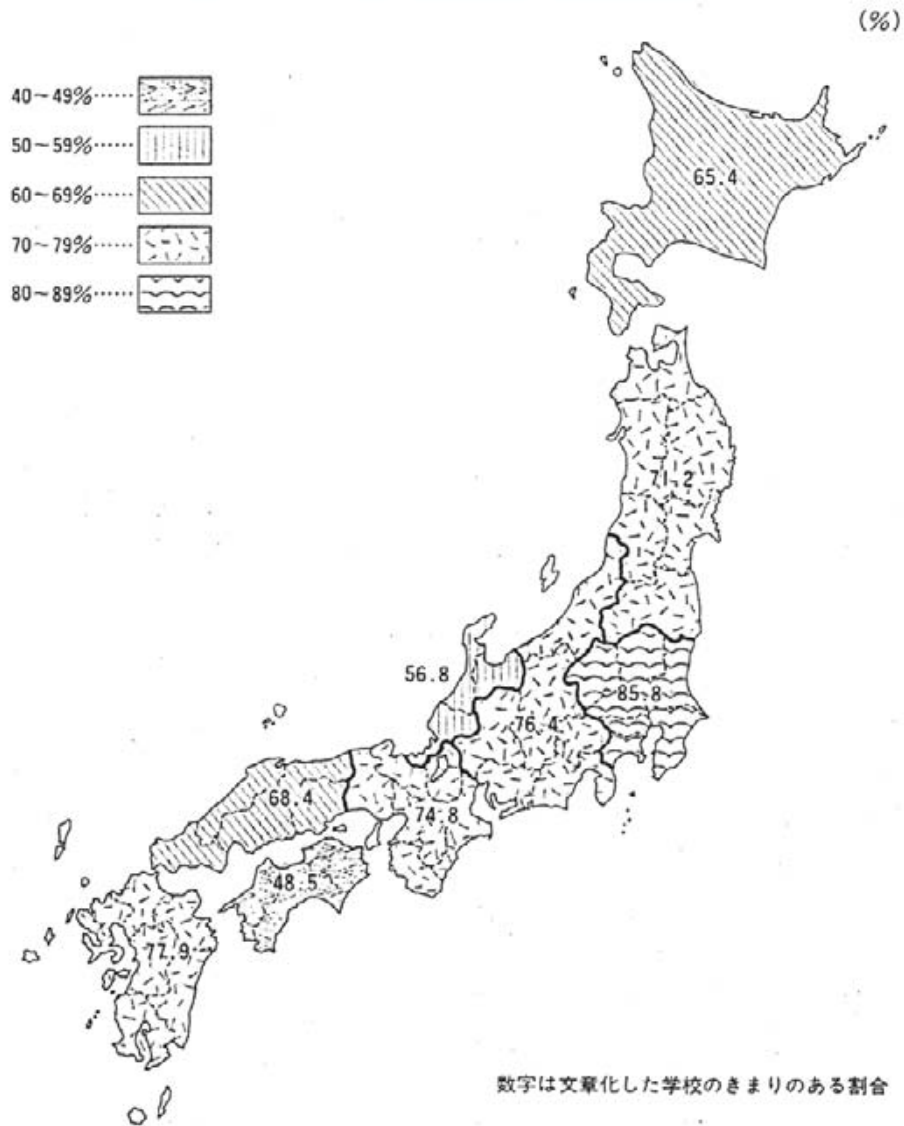


図8・文章化した学校のきまり×地区



ろうか。

(\* 資料3-8は巻末に掲げてある)

さて資料3と4は、中くらいの長さのきまりの例である。資料2に比べれば、項目数は少ないものの、これでもまだ必要なことの外にどうでもいいことや言わずもがなのことまでもがゴチャマゼに並んでいる感じがする。この中で本当に必要な、社会生活上のとりきめは、いったい何と何だろう。一つひとつを吟味していったら、ほんの数項目ですんでしまうのではないか。そのほうが子どもたちにとって徹底するように思われる。

また資料5と6は、項目数を最小限に押さえてある例だ。項目数が少ないのはわかりやすくいいのだが、しかし、子どもたちにぜひとも守らせたい「えりすぐった3項目」という観点でみると、ここでもまた不満がでてくる。果たしてこれがベスト3に値する項目なのだろうか、と。

さてこれらのきまりは、いつごろできたのだろう。全体からランダムに100校を抽出して、きまりの制定年代をみたのが表2である。表が示すように、一番古いきまりでも大正8年。全体の70%近くが50年代のものであることがわかる。これは最近になって、にわかにとどの学校もきまりをつくりはじめたのか、それともきまりを、何年かごとに改定していくた

めに、こうした結果になったのか。どちらなのだろうか。

中で一番古い北海道F小学校のきまりを、巻末資料7に掲げた。大正7年の制定とのことだが、最近のものと大差がないのが不思議である。つまり日本の小学校は、この何十年か、その体質や内容をほとんど変えることなく今日に至っているのではないか、という感じを抱いてしまう。

100校中つぎに古いのは、資料8北海道のG小学校のきまりである。この4項目はきわめて素朴で、いかにも当時の子どもたちの生活上の必要性から生まれてきたものだろうという気がする。そうした点で、最近の、やたらにできそうもないことやつまらないことまでが書きつらねてあるきまりより好感がもてるものの、しかし30年以上もたって、まだそれをわが校の「きまり」としてもちつづけているのも、いささかどうかとも思ってしまう。こうしたきまりの有効性や必要性について、どの学校もこの辺で見直してみる必要はないだろうか。

さてそれでは、こうしたきまりの内容を、もっと量的に広くとらえてみることにしよう。すでに指摘したように「服装」「持ちもの」「施設・設備の使い方」「その他」の領域のきまり62項目について、細かく検討していくことにしよう。

表1・地域別学校規模

(%)

地域	1-6クラス	7-12クラス	13-18クラス	19-24クラス	25クラス~
北海道	39.9	16.5	20.0	11.8	11.8
東北	26.5	16.1	19.6	15.2	22.6
北陸	16.7	18.8	29.0	16.7	18.8
中部	11.4	21.1	17.7	20.0	29.8
関東	7.4	22.1	19.6	23.0	27.9
近畿	7.9	9.6	16.7	14.0	51.8
中国	43.9	24.3	13.1	8.4	10.3
四国	45.8	23.6	13.9	5.6	11.1
九州	35.0	24.7	12.8	15.6	11.9

○印は最大値

## 資料2

\*よい子のこころえ(中国地方・A小学校)

## (全校朝礼)

1. 放送があったら、だまってろう下にならぶ。
2. 音楽にあわせて、静かに講堂にあつまる。
3. 「きをつけ」「休め」のくべつをはっきりする。
4. 話の内容を考えながらきく。

## (学習)

1. 深くこしかけ、上体をのばす。
2. 手を上げる時は、右手をまっすぐに上げる。
3. 指名されたら「はい」とはっきり返事をする。
4. 始まりと、おわりのあいさつをきちんとする。
5. 授業が終わったら、次の学習の準備しておく。

## (歩行)

1. 右側を静かに、だまって歩く。
2. 特別教室へ移る時は、学級でならんでいく。
3. ろう下、階段では遊ばない。

## (遊び)

1. 遊び方をくふうして、なかよく遊ぶ。
2. 道具を大切につかい、後しまつをきちんとする。
3. 始業のチャイムがなったら、すぐ遊びをやめて、静かに教室に入る。

## (給食)

1. 手あらいをする。
2. 静かにはいぜんをまつ。
3. 正しい姿勢で、音をたてないように食事をする。
4. 三角食べをする。

## (そうじ)

1. 15分で完全にやりとげる。
2. 時間いっぱい働く。
3. 体育の時の服装で働く。(冬は上着をとる)
4. そうじが終わったら、後かたづけをきちんとする。
5. 手あらいをする。

## (身なり)

1. 清潔で、小学生らしい身なりをする。
2. 名札をつける。
3. 下ばき、上ばきを区別する。(土曜日に家に持ち帰り、洗たくする)

## (ことばづかい)

1. 正しい言葉づかいをする。(敬語)
2. 「はい」「いいえ」と気持のよい返事をする。
3. 友達は、「さん」「くん」をつけてよぶ。
4. あだなでよばない。
5. 下品な、いやしいことばは使わない。

## (礼儀)

1. 来客にあつたら、あいさつをする。
2. 用事をなされたら、すませたことを報告する。
3. 他の部屋へ入る時は、ノックしてから、「失礼します」という。
4. 部屋から出る時は、「失礼しました」と言っ出る。

## (整とん)

1. 靴はきちんとかかとをそろえて、靴箱に入れる。
2. 便所のぞうりは、ぬいだらつま先を向こうにきちんとそろえておく。
3. ごみ箱のごみは、清掃の最後に必ずしよりする。

## (心のふれあい)

1. 明るい声で、朝夕あいさつをかわそう。
2. 親切にされたら、心から喜び「ありがとう」をいおう。

\*ほとんどの漢字にはルビがふってあるが省略した。

表2・きまりの制定年代

(100校抽出)

年 代	件 数	年 代	件 数
大正8年	1	昭和45～49年	13
昭和25～34年	2	" 50～54年	36
" 35～39年	2	" 55年～	30
" 40～44年	9	不 明	7



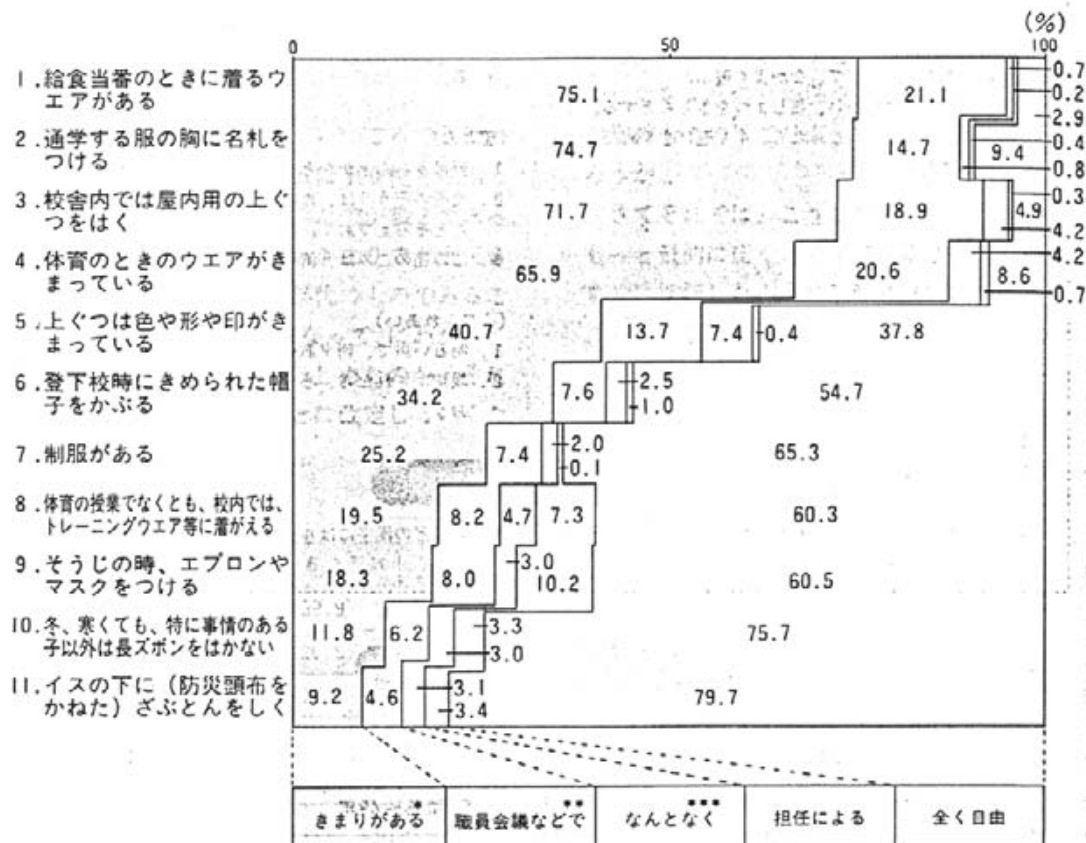
## 服装と持ちものについて

子どもたちの日常の服装は、どんなものでもよく、清潔で活動的でありさえすれば十分だと思っはいけないだろうか。しかし、学校では服装に関するきまりが、けっこう多いのである。

図9できまりの多い順にみていくと、「給食のウエア」75%、「胸の名札」75%、「屋内用の上ぐつ」72%、「体育のウエア」66%がダントツで、これらは職員会議での決定をも含

めると8割から9割と大部分の学校で定着している。胸の名札はともかく、学校内で着る体育着や上ぐつ、給食のウエアまでが、なぜ統一されなければならないのか、理解に苦しむところである。そういえば、過日のオリンピックの入場式では、日本だけがそろって行進し、「頭右ッ<sup>かしら</sup>」をし、あまりにも人間味が感じられないと世界のひんしゅくを買ったと聞く。個性をうるさがり、統一という没個性に

図9・服装のきまり



\* 学校の「きまり」になっている(文章化されている)。

\*\* 文章化された「きまり」ではないが、職員会議などで定められている。

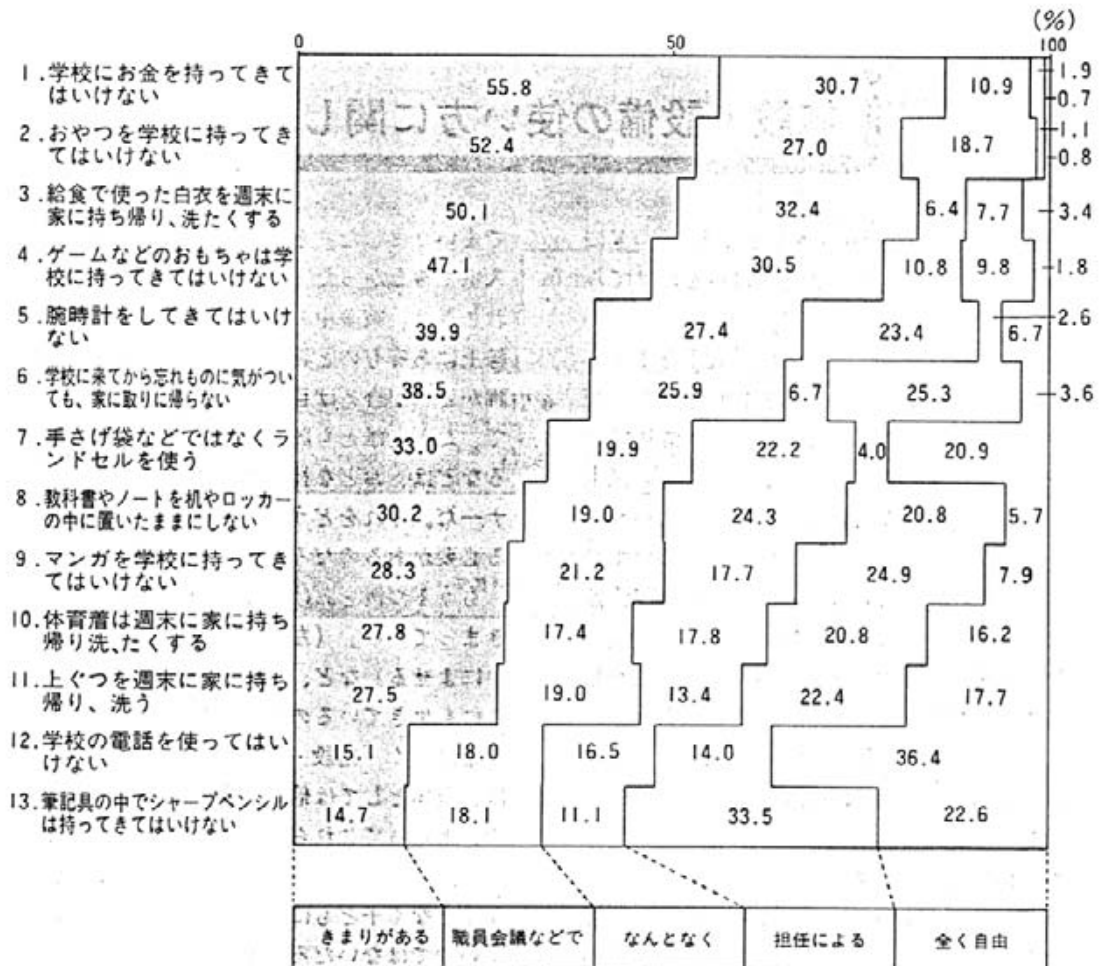
\*\*\* きめられているわけではないが、なんとなく児童に守らせている。

美を感じるといってお国柄の反映かもしれない。また「きまった上ぐつ」41%、「きまった帽子」34%、さらに「制服」まである学校が25%。

もう1つガマンがならないのは「体育の授業でなくても、校内ではトレーニングウェア等に着がえる」20%、となると、これはもう教師の貧しい生活体験と教養を物語る以外の何ものでもないように思われる。遊びやスポーツのしやすい服装としてトレーニングウエ

アを着用させるのだろうか、これはまるで子どもの人格を無視した扱いではないのだろうか。しかしそう言えば、近ごろスーパーマーケットへトレーニングウェアで喜々として買い物に来るおとな(男性)を見かけることがある。その感覚のおとなには、子どもたちを校内でトレーニングウェアに着がえさせることの非常識は、理解できないかもしれないが、つぎに、図10は持ちものなどについてのき

図10・持ちものなどについてのきまり



まりである。

「お金を持ってきてはいけない」56%、「おやつを持ってきてはいけない」52%、「ゲーム・おもちゃを持ってきてはいけない」47%と持ちものの禁止事項が上位に多く、「全く自由」と回答した学校は、1割にもみえない状況である。

子どもたちがお金や腕時計を持ってきて、紛失したら困る、おやつ、ゲームを持ってこられ、授業に支障が生じたら、という学校側の気持ちもわからないではないが、果たして持ちものにまで学校がきまりをつくり、きまりをタテに指導しなければ教育できないのだろうか。

持ちものぐらい子どもの責任のもとに自由にさせるほうがいいのではないか。高価なものを持ってくるのは自由だが、それをこわしたり紛失したりしたら、それは本人の責任なのだという指導を徹底することにこそ、教育的意義があるのではないかと思う。また友人が高価なものを持ってきて、「自分は自分」とする自己規制やガマンする態度を育てていくことも、子どもたちが巣立った後に待っている今日の社会の状況を考えると、むしろ大切なことではないかという気がする。小学校でこうした「見せかけの平等」をあまりにも強くつくり出すことの是非についても、ここらで考えてみなければならぬだろう。

## 施設・設備の使い方に関して

服装、持ちものとみてきたところで、つぎに施設・設備の使い方のきまりに目を向けてみたのが図11である。

上位の項目をみてみると、「廊下を走ってはいけない」「廊下はかならず右側を歩く」「図書室の本は、きめられた日時にだけ借り出せる」「教室や廊下でボール遊びをしない」「屋上に上ってはいけない」など、他人にめいわくをかけないための、社会的マナーについての項目が多い。これらは、これまでみてきた「服装」や「持ちもの」についてのきまりよりも、多少意味のある項目と言えるだろう。しかし例によってこの中にすら、まったくおかしいと思われるものが含まれている。たとえば、「職員室に入るときは入口でおじぎをして入る」（文章化されている=43%、職員会議で=25%）は、40年も昔の戦争中、筆者の1人の小学校時代と変わっていない。昔はさらにこれに加えて「〇年〇組、〇〇〇男、〇〇先生に用事

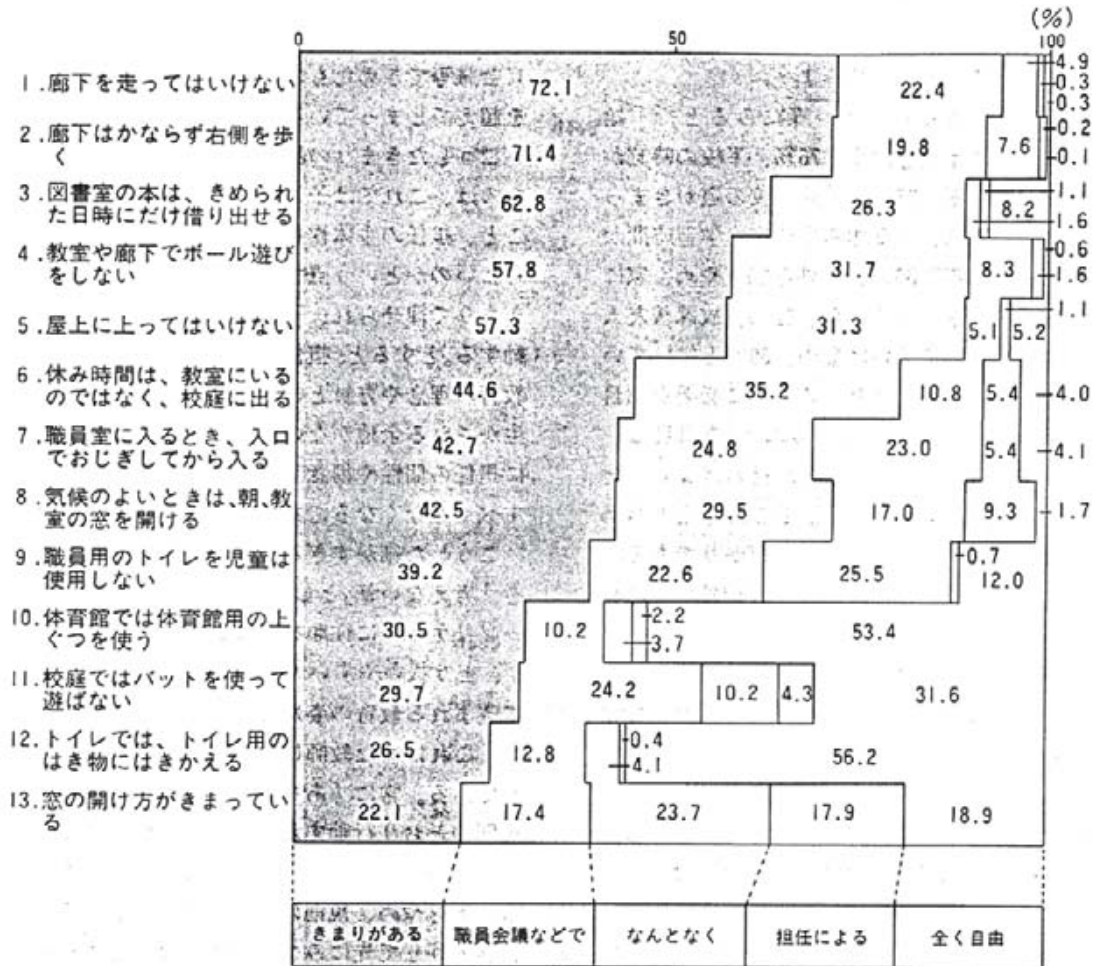
でまいりました」と入口で大声を出さないと入室できなかった（宮城県のある農村）。入口でのおじぎは、戦争中の全体主義的な感覚の延長線上にあるものと言えそうだ。部屋に入って、誰かと目が合えば目礼する。それで十分なので、たとえ誰とも顔を合わせなくとも礼をするなどは、おとな社会でだって、不必要なマナーだ。それをどうして子どもたちに守らせる必要があるのだろうか。

もう1つ例をあげるなら、「窓の開け方がきまっている」（左や右の一方に、または真中によせる）など、「制服」と同じ感覚がここにも生きているのを感じる。

とにかく「施設・設備の使い方のきまり」は、全体としては他より多少意味があるものの、といってこれらも、二、三を除いては、せいぜい「きめられているわけではないが、なんとなく子どもに守らせている」くらいでよいのではないだろうか。



図11・施設・設備などの使い方のきまり



## その他のきまり

最後にこれまでみてきた以外の領域のきまりについて、検討してみよう。

図12を、きまりの多い順にみると、「給食のときには手を洗う」76%、「下校の時刻がきまっている」75%、「登下校の道がきまっている」75%、「夏休み中の家庭学習時間がきまっている」65%、「外遊びをやめ、家に帰る時刻がきまっている」62%、放課後友人宅に寄り道してはいけない」59%と続いている。中には「下校時刻」のように必要な項目もあるが、ここでもまたかなりの項目は、家庭や子どもの判断にまかせればよいことで、学校側がルールとしてこれをとりきめる必要はないと思われるものばかりである。これでは学校の中だけでなく、校外生活にわたってまで、子どもたちの一挙手一投足をコントロールしようとしているかのようだ。もしかしたらそれは学校側の「越権行為」ではないかと、憎まれ口のひとつもたたきたくなる。たとえ親たちから、家庭教育にまでわたる「きまり」をつくってほしいとの要求が出されても、学校の内と外のケジメはつけるべきであろう。

さて図9から図12までを一緒にして、学校に多くあるきまりの上位をまとめてみたのが図13である。これらの項目は、21番目の「白

衣の洗たく」ですら、「文章化されたもの」「職員会議等できめたもの」を合わせると、8割を超えてしまっている。

こうしたきまりの乱発をみていて気がかりなのは、これでは子どもの主体性はむろんのこと、担任の主体性をいったいどう発揮したらよいのかという点である。すべてが学校のきまりで律せられ、子どもはそれに従って行動する。とすると、担任の個人的な考えや判断、教育の理念や方針といったものは、ほとんど生かされる余地がないことになる。学級経営に担任の個性や創意工夫などの積極性を期待すべくもなくなるであろう。

こうした細かすぎるきまりは、子どもたちを「考えない輩」として育てる。表面的にはオーソリティーに従順な人間をつくることになり、とり扱いやすいだろうが、それが果たして望まれる教育の姿だろうか。そしてもう一つ、これはまた教師に対してもあてはまりそうである。常に「あなたは考えなくていい。規則のとおり行動すればよいのだから」と言われているようなものだからだ。教師が考えることをやめ、規則に従った教育をすることで、どうして先にみてきたような「考え深い子」などの「教育目標」が達成されるだろうか。

図12・その他の生活のきまり

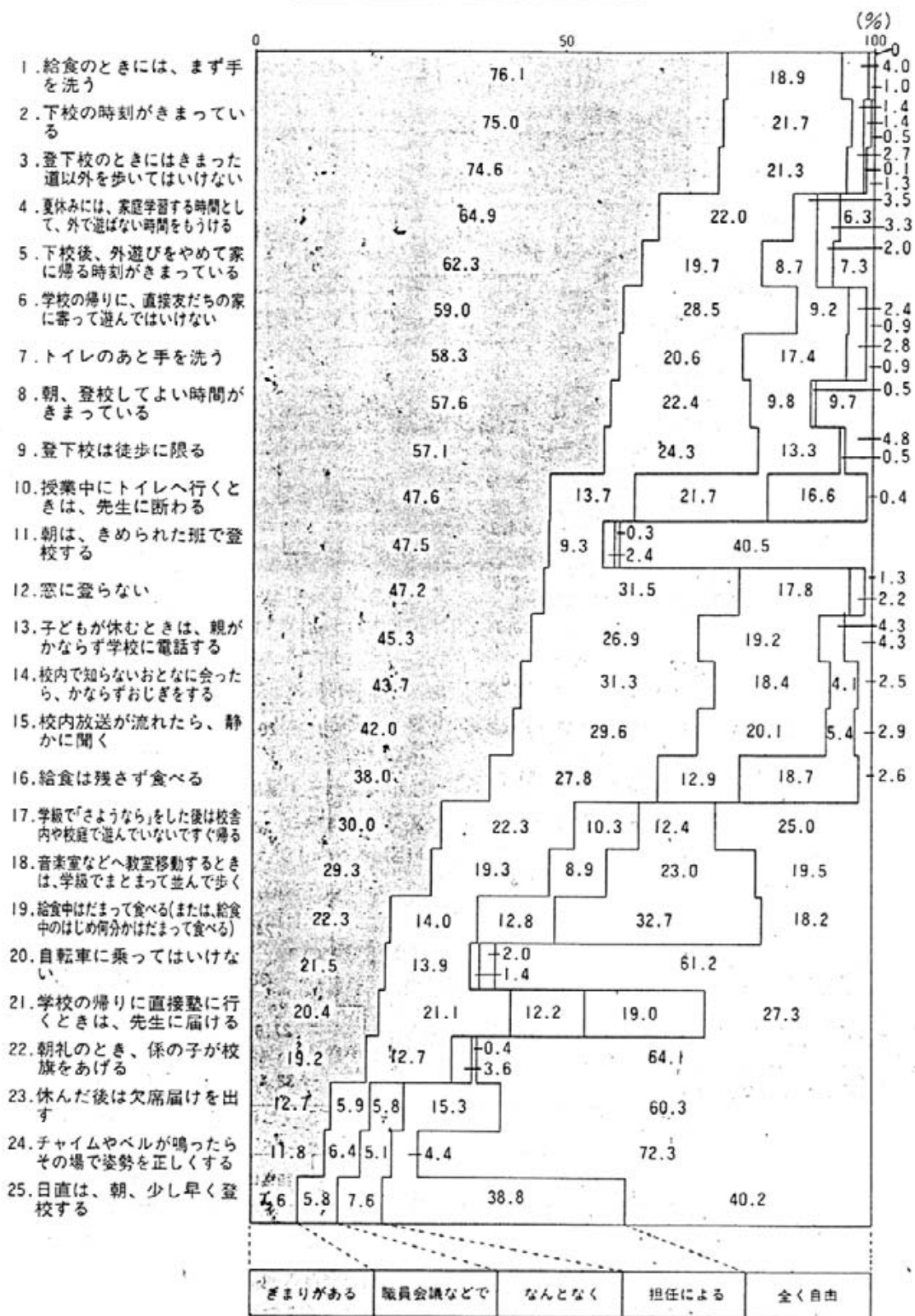
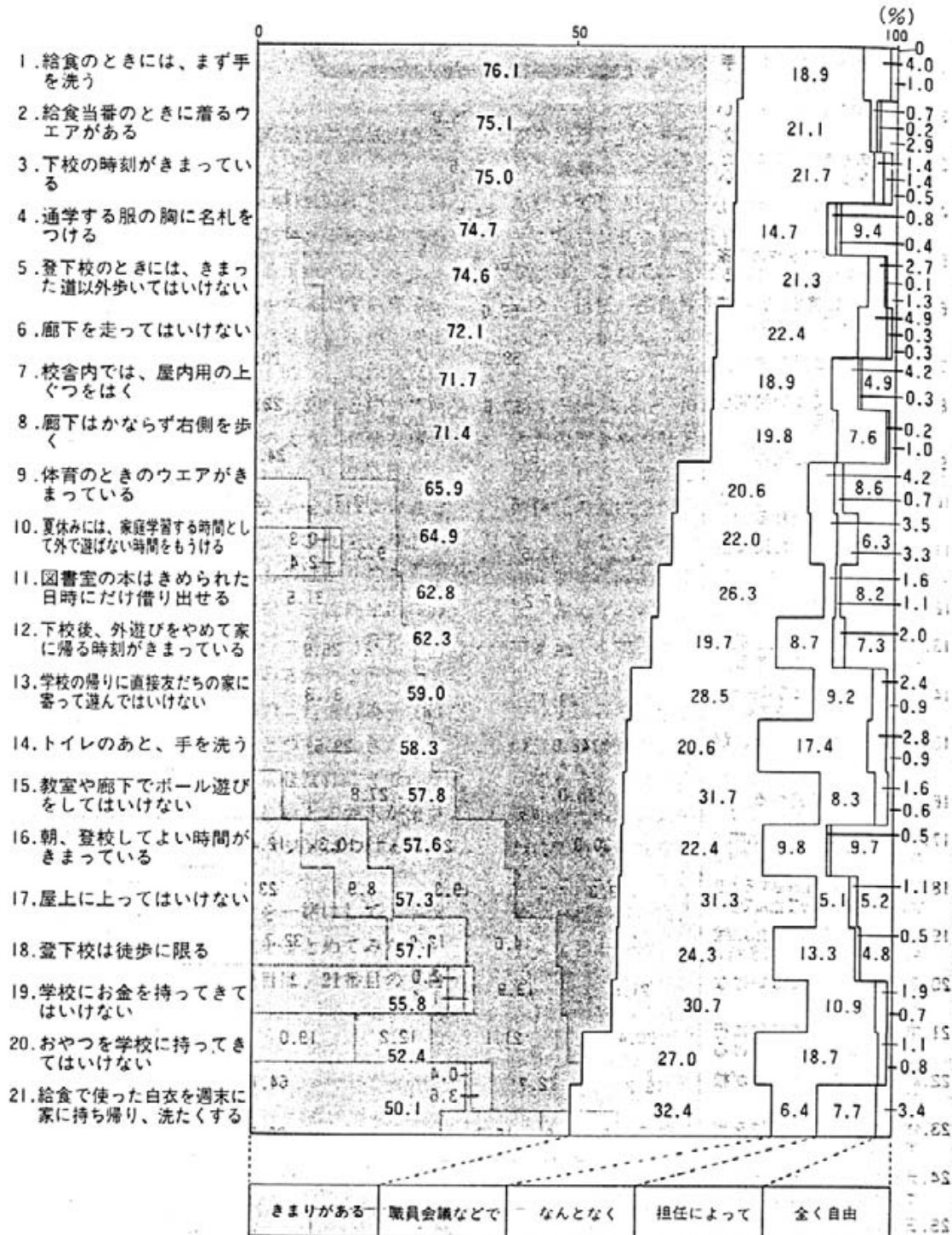




図13・学校に多くあるきまり



## 4. きまりはほんとうに必要か



さて今日の学校文化の中にある数々のきまりを洗い出してきたわけだが、それでは子どもにこれを守らせる立場にいる教師は、これをどう考えているのだろうか。自分の所属する学校にあるきまりを、心から必要だと思っているのか。それとも、本当はしばしば不必要だと思いつつも、立场上それを説いているにすぎないのだろうか。この点を学校を代表して、教務主任にこたえてもらった。図14は「とても重要」の数値の高いもの23項目、図15は逆に、下位のもの19項目を掲げてある。

図14が示すように、トップの「屋上に上ってはいけない」はもとより、23番目の「朝、教室の窓を開ける」まで、「とても・かなり重要」の数値を合わせると、どの項目も9割を超えてしまう。23項目の中には、これまで習慣的には行われてきてはいるものの、よく考えてみればかならずしも重要でない、またはまったく重要でないものもけっこう含まれていると思うのだが、そうこたえる学校は、多くて1割、たいていは5%前後にすぎない。

また図15は、逆に重要度の判断が低い項目を19個ひろい出したものである。しかし、62

項目中最も重要でないと判断されている「日直は、朝、少し早く登校する」でさえ、「とても・かなり重要」をあわせると4割を超え、「どちらともいえない」が4割、「全く重要ではない」というこたえは全体の1割にもみだなかった。

むろん、集団生活にきまりは必要だ。しかし、このきまりも大切、あのきまりも重要と、今あるものをすべて肯定していったら、それを守るだけで精いっぱい。新しい学校のあり方を模索する試みや、個々の教師の教育的信念に基づいた教育的行為などは、ほとんどその余地を失ってしまうだろう。しかも「望ましい子ども像」「望まれる人間像」は、時代の流れと共に、少しずつ変わっていくはずのものである。きまり、きまりで子どもの行動を方向づけ、今あるきまりをすべて重要と考えていたのでは、学校は、時代にとり残されてしまうだろう。明治や大正の教育を考えると、日本の学校は、時代の中で人づくりに先駆的な役割を果たしてきた。しかし、現代の学校は逆に、社会の中でいちばん遅れている場なのかもしれないのである。

図14・きまりの重要さ (1)

(重要度上位グループ)

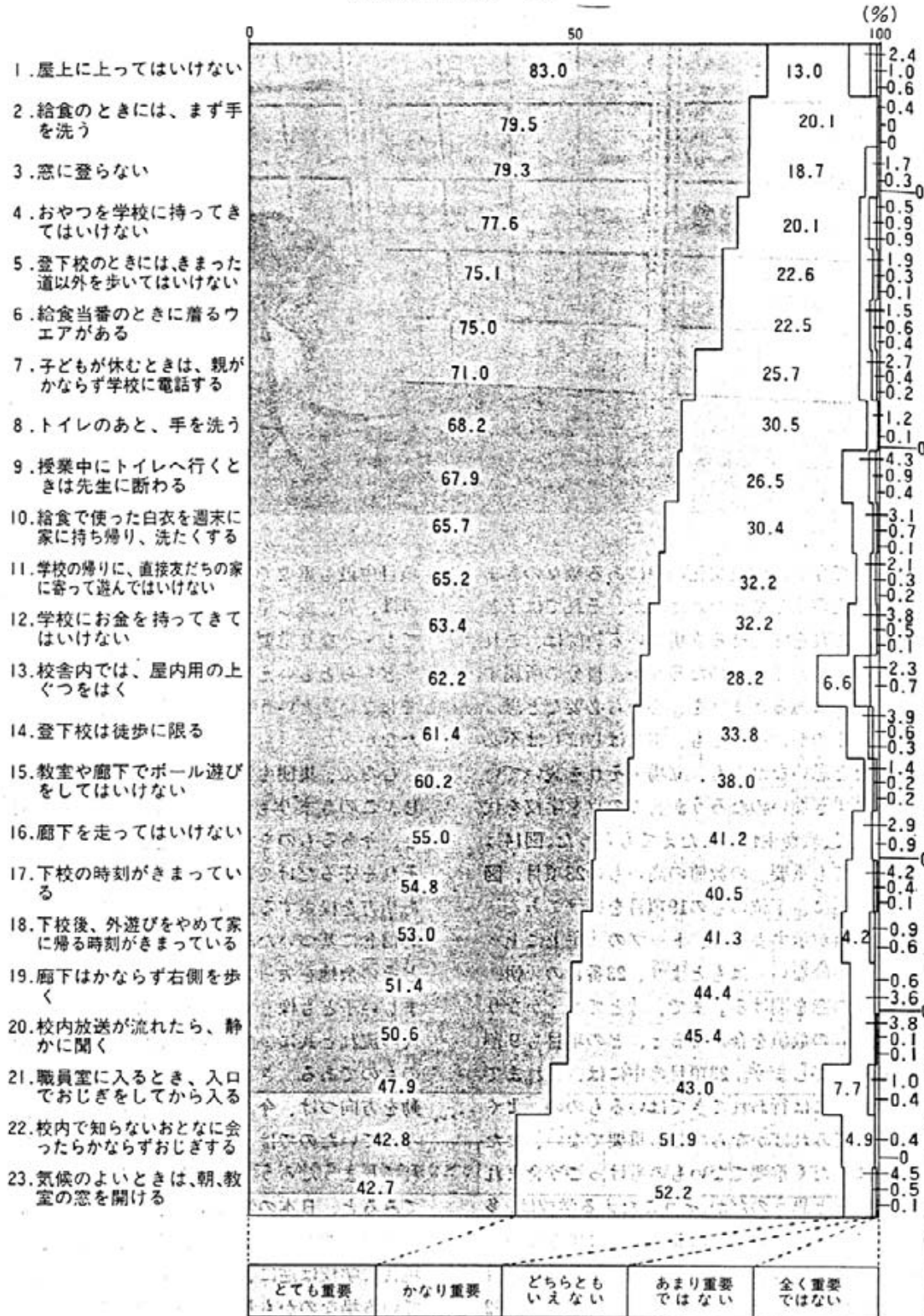
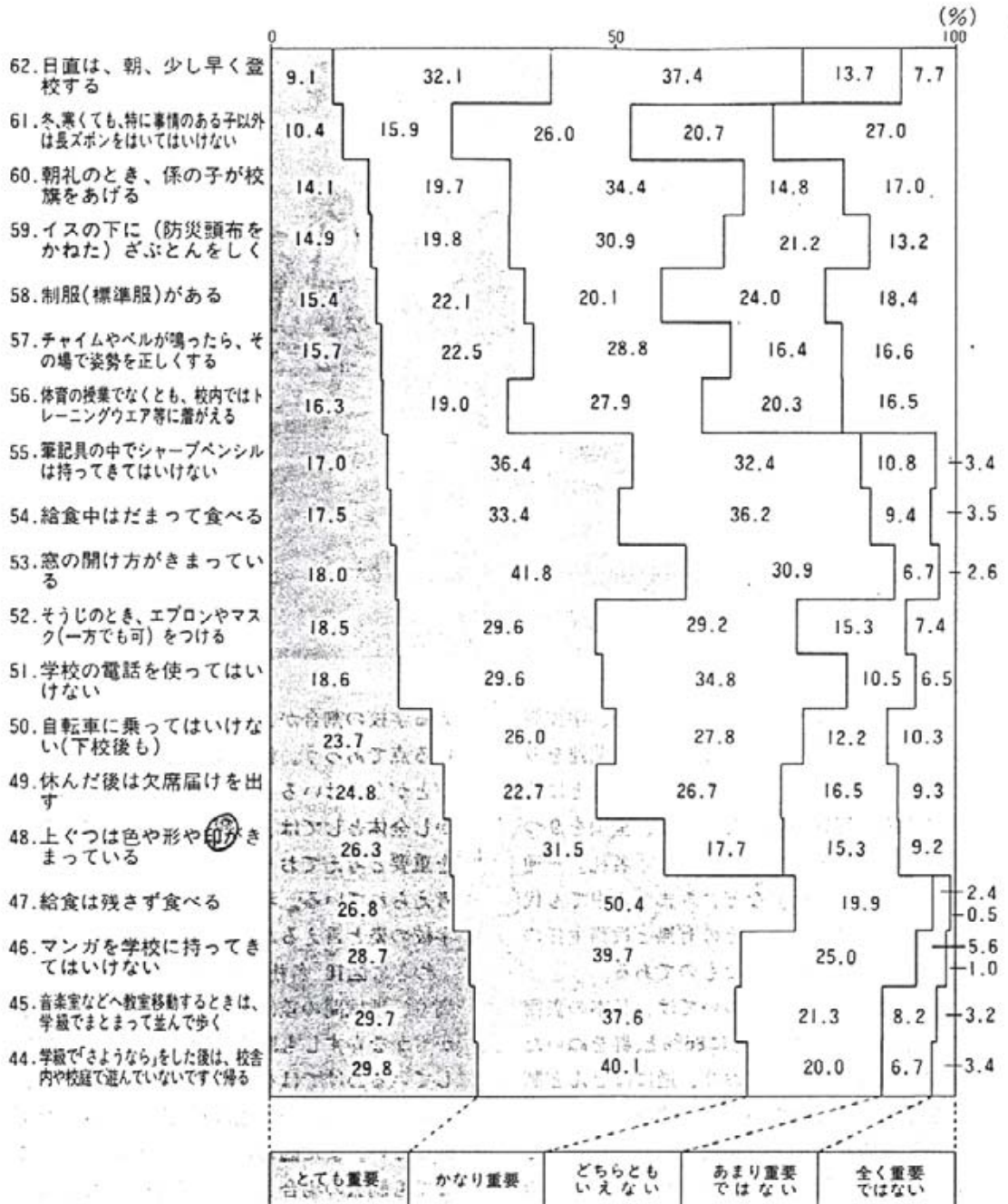




図15・きまりの重要さ (2)

(重要度下位グループ)



## 5. 地域ときまりの有無



さて以上のようなきまりの有無と、学校側がそれを重要と考えるかどうかとの関連をみてみよう。ここではそれを、各地域ごとに比べてみる。図16から図23までは、全国を9つのブロックに分けて、「制服」「名札」「通学路」「廊下歩行」など、きまりの中でも代表的なものについて、その有無と教務主任の考える重要さを表したものである。

まず図16「制服」については、日本の裏側の中国地方と北陸がともに86%と、群をぬいた制服の制定率を示しており、逆にほとんど制服を着用させていないのは、北海道1%、関東10%、東北17%と、中央から北にかけてである。そして図17に示したように、これらの地域差は、びたり重要度の判断と一致している。また、おもしろいのは、現に制服の制定率の高い地域（中国、北陸）では、その中に多少「重要でない」と考える学校があるらしく、制定率をやや下回っているのに対して、逆に、制定率の低い地域では、「重要」と考

える学校の割合が、制定率よりやや増加している点であろう。何事にも現状改革を望む人びとが多少はいるということなのだろう。しかし全体としては、制服のある地域ではそれを重要と考えており、ない地域では不必要と考えられている。現状肯定的態度が一般的な学校の姿と言えるだろう。

つぎに図18「名札」は、どの地域も制定率が高く、地域間の差はそれほど顕著でない。しかもかならずしも制服の制定率とびたり対応しているわけではない。両者とも低いのは、関東と北海道だが、他はそれほど一致した傾向はない。また図19の重要度については、ここでも制服の場合と同じ傾向が見いだされ、現状肯定的な反応が見いだされる。

また図20「通学路」は、すべての地域が9割を超えており、図21でみられるように、その必要性が支持されている。図22、23の「廊下歩行」も、「通学路」と同様の結果である。

以上のような結果をみてきて、われわれの

胸をよぎる疑問は、「きまりがあるから必要と思う」のか、それとも「必要と判断するからきまりが置かれている」のか、であろう。

このあたりの分析や論議を望みたいところである。

図16・制服のきまり×地域

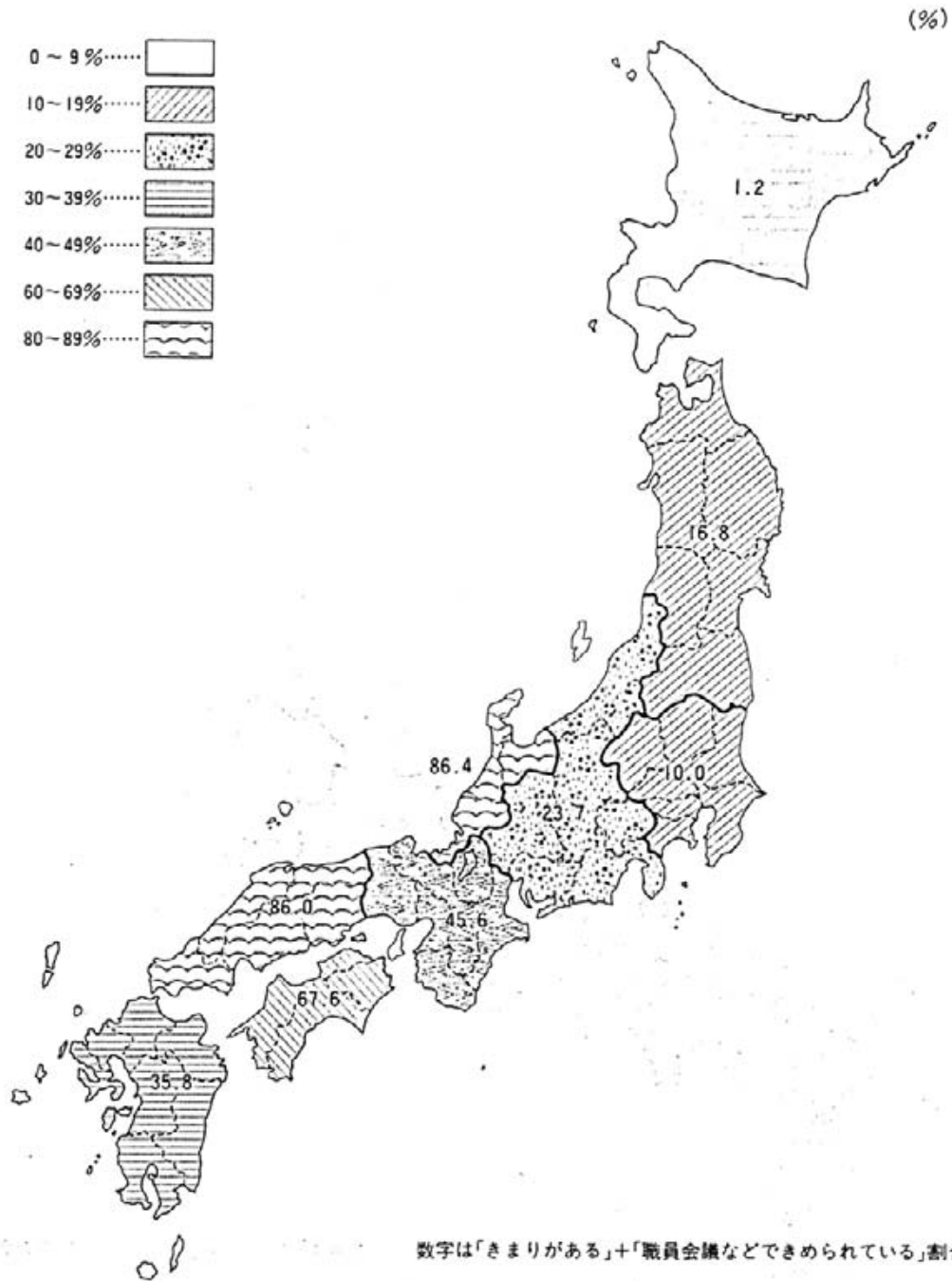




図17・制服の重要さ×地域

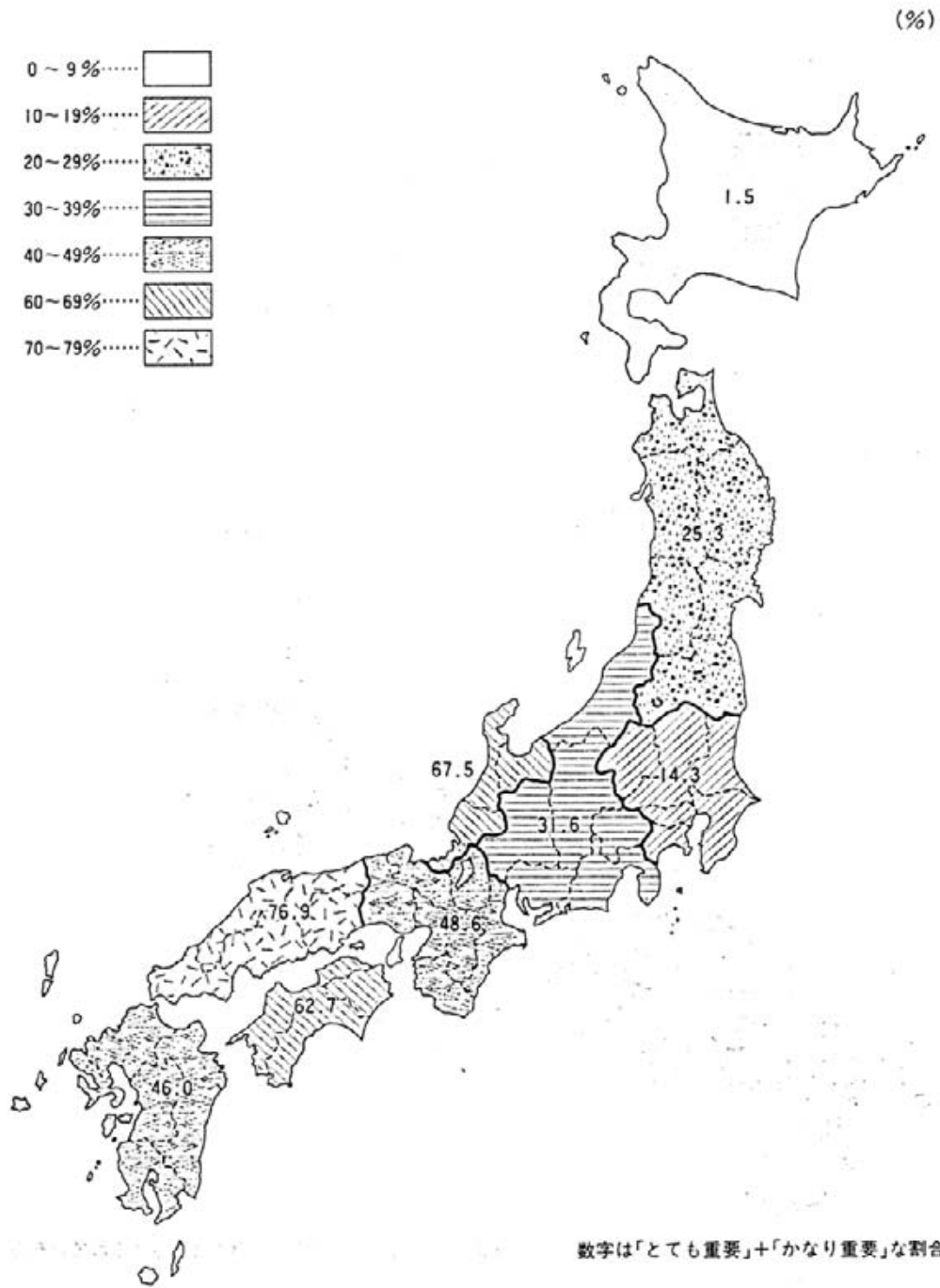


図18・名札のきまり×地域



図19・名札の重要さ×地域





図20・通学路のきまり×地域

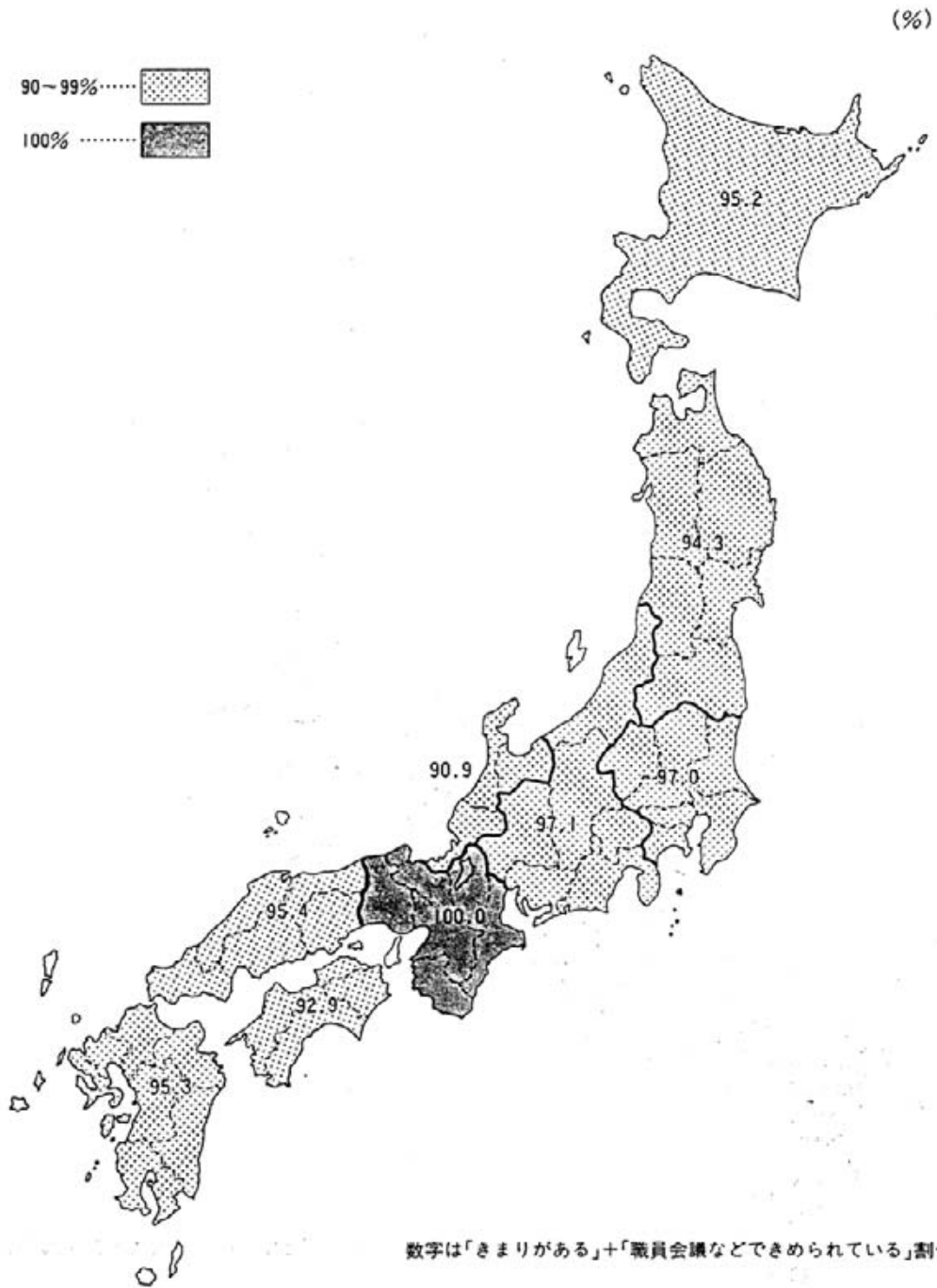


図21・通学路のきまりの重要性×地域

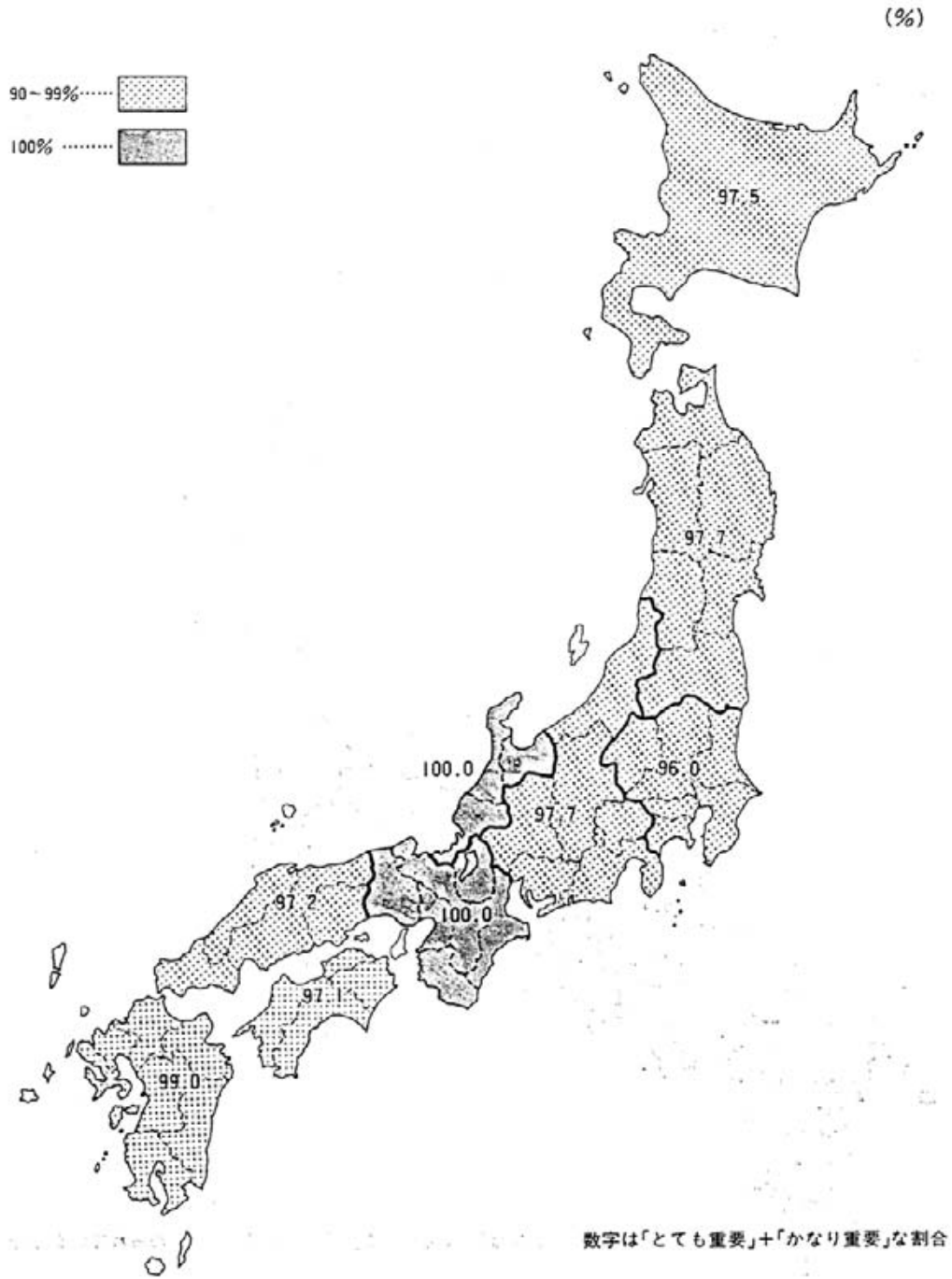


図22・廊下歩行のきまり×地域

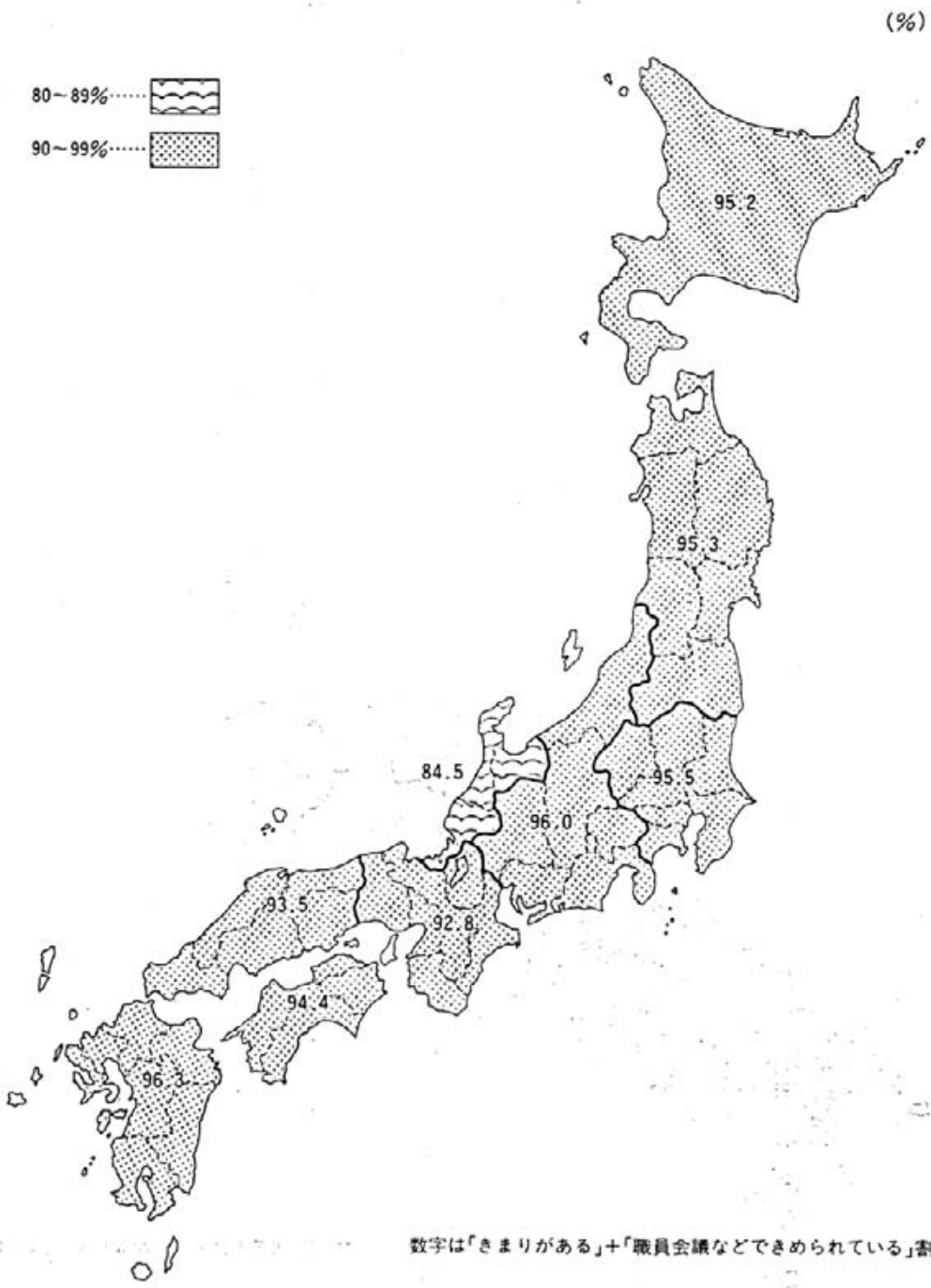




図23・廊下の歩行のきまりの重要さ×地域

